

エフカ・ポイントカード会員規約

第1条（総則）

- (1) エフカ・ポイントカードの契約については、株式会社フジおよび株式会社フジ・カードサービス（以下、2社をあわせ「当社」という。）が作成するエフカ・ポイントカード会員規約（以下、「本規約」という。）が適用されます。
- (2) フジのアプリ（以下、「当アプリ」といいます。）利用規約に定める利用者が、モバイルエフカ利用規約の第4条に定める会員登録を行った場合も本規約が適用されます。
- (3) 当社と提携する他社が発行するカード（以下、「提携カード」という。）は、当社が発行するエフカ・ポイントカードの機能およびエフカマネーを搭載したものである。
- (4) 会員とは、本規約を承認のうえ、当社に入会申込をされた方（以下、「申込者」という。）で、当社が入会を認めた方をいいます。
- (5) 提携カードの会員は、エフカ・ポイントカード会員としての資格を有するものとします。
- (6) 会員はエフカ・ポイントカードの利用について当社が作成する本規約が適用されることに同意します。また、当社が入会を認めた日を契約成立日とします。なお、入会時に提出した申込書は、当社の責任において管理し返却は行わないこととします。

第2条（エフカ・ポイントカードの貸与と取扱い）

- (1) 当社は、原則会員1名につき、1番号のエフカ・ポイントカードを発行し（モバイルエフカ利用規約の第4条に定める会員登録を行った場合も含まれます。）、貸与します。エフカ・ポイントカードの所有権は当社に帰属します。
- (2) 会員は、エフカ・ポイントカードを貸与された時は直ちにエフカ・ポイントカードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。
- (3) エフカ・ポイントカードは、エフカ・ポイントカードに署名した会員本人のみが利用でき、エフカ・ポイントカード名義人以外の者（以下、「他人」という。）に、貸与・譲渡・質入・担保提供などを一切できないものとします。
- (4) 会員が本条第（2）項、第（3）項に違反して、その違反に起因して発生した損害は、会員の負担となります。
- (5) 当社は、当社におけるエフカ・ポイントカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更のうえエフカ・ポイントカードを再発行できるものとし、会員は予めこれを承認するものとします。

第3条（届出事項の変更）

- (1) 会員は、住所、氏名、電話番号、Eメールアドレス等の変更があった場合は、遅滞無く当社所定の方法により届出るものとします。
- (2) 会員は、前項の変更届出を怠った場合に、当社からの案内、その他送付書類が延着または未到着となっても、異議ないものとします。

第4条（エフカ・ポイントカードの盗難・紛失等）

- （1）会員は、エフカ・ポイントカードを紛失したり盗難にあった場合は、直ちに当社に連絡するものとします。なお、改めて当社への紛失盗難届の提出を求める場合があります。
- （2）前項に反し、何の連絡もせず他人に不正使用された場合の損害は、会員が負担するものとします。

第5条（エフカ・ポイントカードの再発行）

- （1）エフカ・ポイントカードは第2条第（5）項に規定する以外は、原則として再発行しないものとします。ただし、紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により会員が希望した場合には当社所定の届出書を提出し、当社が適当と認めた場合に限り再発行するものとします。この場合、会員は当社所定のエフカ・ポイントカード再発行手数料を支払うものとします。
- （2）当社の都合によりエフカ・ポイントカードを再発行する場合は、前項は適用されないものとします。

第6条（退会・会員資格の喪失および利用停止等）

- （1）会員の都合により退会する時は、当社所定の届出をするものとします。
- （2）会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、エフカ・ポイントカードの利用停止または会員資格を喪失させることができるものとします。会員は当社がエフカ・ポイントカードの返却を求めた場合は、すみやかに返却するものとします。
 - ①会員が、エフカ・ポイントカード申込若しくはその他当社への届出等で虚偽の申告をした場合。
 - ②住所、電話番号等の変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により所在が不明となり、当社が会員への通知・連絡ができなくなり、会員資格を継続させることが不適當と当社が判断した場合。
 - ③当社またはエフカ加盟店での利用が5年間なかった場合。
 - ④本規約のいずれかに違反した場合。
 - ⑤その他、当社が会員として不適當と判断した場合。
- （3）会員資格を喪失した場合は、当然に会員としての権利を喪失することを予め承認するものとします。

第7条（付帯サービス等）

- （1）会員は、当社が提供する付帯サービスおよび特典（以下、「付帯サービス」という。）を所定の方法により利用することができるものとします。付帯サービスおよびその内容については、会員に対し通知または告知するものとします。
- （2）会員は、付帯サービスの利用等に関する規約および特約等がある場合には、それに従うものとします。
- （3）会員は、当社が必要と認めた場合には、会員への予告または通知無しに変更若しくは中止される場合があることを予め承諾するものとします。
- （4）会員は、本規約第6条第（2）項の各号のいずれかに該当した場合、付帯サービスの一部または全ての利用ができなくなることを予め承諾するものとします。

第8条（個人情報の収集・利用・提供に関する同意）

- (1) 会員および申込者（以下、「会員等」という。）は、当社が会員等の個人情報を必要な保護措置を行ったうえで以下の各号の通り取扱うことに同意するものとします。
- ①申込時および変更届出時に会員等が届出た属性等およびエフカ・ポイントカードを利用した各種取引の情報を当社が収集すること。
 - ②当社および当社の関連会社並びにエフカ加盟店で個人情報の提供に関する契約を締結した関連企業が、正当な事業活動に利用するために、会員に宣伝印刷物等の送付・架電・Eメールおよびショートメッセージ（SMS）の送信等の営業案内のために利用すること。
ただし、会員の申し出により送付等を中止することができるものとします。
 - ③前②号の業務を行うために必要な範囲に限り、当社および当社の関連会社並びにエフカ加盟店、当社の指定する委託先、またはその再委託先に対して、会員に関する情報を預託すること。
 - ④当社が各種法令等により公的機関等から個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、または、本人または第三者の生命・身体・財産その他の権利を害するおそれがある場合において、それらが適正と当社が判断した場合に公的機関等に個人情報を提供すること。
- (2) 前項②号の当社の関連会社並びにエフカ加盟店で個人情報の提供に関する契約を締結した関連企業は、当社ホームページ等により公表するものとします。

第9条（規約の変更）

- (1) 当社は次のいずれかに該当する場合には、本規約を本条第(2)項に定める方法により変更することができます。
- ①変更の内容が会員の一般の利益に適合する時
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである時
- (2) 前項に基づく変更に当たっては、当社は効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社ホームページにおいて予め公表します。
- (3) 当社は、本条第(1)項および第(2)項に基づくほか、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法、その他の適切な方法により周知した上で、本規約の変更を行うことができます。この場合には、会員は、当該周知の後に本規約に係る取引を行った時は変更事項を承諾したものとします。
- (4) 前項に基づく規約の変更に異議がある会員は、当社に対してエフカ・ポイントカードの退会の申し出を行うことができ、当社はこの申し出を承諾します。

第10条（反社会的勢力の排除）

- (1) 会員等は、会員等が、現在次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- ①暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ②暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力

的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)

③総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

④社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を偽装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

⑤特殊知能的暴力集団等（前各号に掲げるもの以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

⑥前各号に掲げる者（以下、「暴力団員等」という。）の資金獲得活動に乗じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、または経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金を提供し、または便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者）

⑦その他前各号に準ずる者

(2) 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(3) 当社は、会員等が本条第(1)項および第(2)項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、申込者に対して、当該事項に関する調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることができ、申込者はこれに応じるものとします。

(4) 当社は、会員等が本条第(1)項若しくは第(2)項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、申込者によるエフカ・ポイントカードの入会申込を謝絶、または本規約に基づくエフカ・ポイントカードの利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、エフカ・ポイントカード利用を行うことができないものとします。

(5) 会員等が、本条第(1)項若しくは第(2)項のいずれかに該当した場合、または本条第(1)項若しくは第(2)項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、または、本条第(3)項の調査等に応じない場合や虚偽の回答をした場合のいずれかであって、当社との会員契約を継続することが不適切であると当社が認める時には、当社は、直ちに本契約を解除できるものとします。

(6) 前項の規定の適用により、当社に損失、損害または費用（以下、「損害等」という。）が生じた場合には、会員は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項の規定の適用により、会員に損害等が生じた場合にも、会員は、当該損害金等について当社に請求しないものとします。

第 11 条（準拠法）

会員と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとします。

第 12 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合は、会員と当社の間で解決するものとします。万一訴訟を必要とする場合は、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地、および当社本店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第 13 条（お問い合わせ先）

本規約並びに個人情報についてのお問い合わせ、ご相談は、下記窓口とします。

〔お問い合わせ・ご相談窓口〕

株式会社フジ・カードサービス

〒790-0065 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号

（TEL）0120-123-452

または、最寄りのフジ各店のサービスカウンターまで。

エフカ・ポイントサービス利用特約

第 1 条（総則）

- （1）本特約は、株式会社フジ・カードサービスおよび株式会社フジ（以下、2社をあわせて「当社」という。）が発行するエフカ・ポイントカード、提携カードおよびモバイルエフカの付帯サービスとして当社が提供し、かつ管理するポイントであるエフカ・ポイント（以下、「ポイント」という。）を付与され、付与されたポイントを本特約の規定に従って利用することができるサービス（以下、「エフカ・ポイントサービス」という。）について定めることを目的とします。
- （2）本特約は、当社にエフカ・ポイントカード会員規約（以下、「カード会員規約」という。）を承認のうえ入会申込をされ、当社が入会を認めた方（以下、「会員」という。）に適用されます。
- （3）会員はエフカ・ポイントサービスの利用については当社が作成する本特約が適用されることに同意します。

第 2 条（加盟店）

- （1）エフカ・ポイントサービスを提供することを当社との間で合意したエフカ加盟店（以下、「加盟店」という。）と当社は本特約に定めるところによりエフカ・ポイントサービスを提供します。
- （2）加盟店は、当社のホームページに掲載されます。なお、加盟店は変更されることがあります。

第 3 条（ポイント付与の方法）

- （1）会員が、エフカ・ポイントカード、提携カードおよびモバイルエフカを利用し、当社または加盟店（以下、「加盟店等」という。）で物品・サービス・権利・ソフトウェア等（以下、「商品等」という。）の購入または提供を受ける際にエフカ・ポイントカード、提携カードおよびモバイルエフ

カを提示することで、ポイントが付与され、当社のコンピューターに記録・保存されます。

- (2) 当社でのお買上金額 100 円（税抜き）につき 1 ポイント付与されます。前記でのポイントに、お支払い方法に応じて当社の基準でポイントを加算して付与することがあります。
- (3) 原則、加盟店でのお買上金額 100 円（税抜き）につき 1 ポイント付与されます。前記でのポイントに、お支払い方法に応じて当社の基準でポイントを加算して付与することがあります。
- (4) 当社または加盟店は、本条第（2）項および第（3）項に定める場合のほか、予め両者がエフカ・ポイントサービスの条件を定め、その条件を満たした会員に対してポイントを付与することがあります。両者が定めたエフカ・ポイントサービスの条件は加盟店等にて表示してお知らせします。
- (5) 以下の各号に該当する場合は、ポイントの付与はできないものとします。
 - ①エフカ・ポイントカード、提携カードおよびモバイルエフカの提示が無い場合
 - ②当社での切手・はがき・タバコ・商品券・チケット・テレフォンカード・バスカード・ギフトカード・図書カード・DPE・荷造り料・配送料・郵送料・お直し代・靴修理等の精算、その他、当社が定める商品・サービス等の購入および精算方法
 - ③当社が指定した割引券等（ポイント割引券等）を利用した時の割引券等のご使用分金額
 - ④当社が別途指定する店舗、加盟店での精算
- (6) 付与されたポイントおよび累計ポイントは、当社および加盟店での利用時のレシートに記載されます。
- (7) ポイント付与率や対象商品・サービス・付与日等の付与方法は加盟店により異なる場合があります。
- (8) 本条第（2）項、および第（3）項に定めるポイント付与率や対象商品・サービス・付与日等の付与方法は、当社の都合により変更する場合があります。

第4条（ポイントの利用）

- (1) ポイントは、500 ポイントになると 500 円分（税込み）のポイント割引券を当社のレジおよび当社が指定する機器にて発券するものとします。なお、ポイント割引券の発券基準は変動する場合があります。
- (2) 本条第（1）項で発券したポイント割引券は、次回以降の額面金額以上のお買い物で利用できるものとします。（おつりはできません。一部利用できない商品および加盟店があります。）

第5条（返品時のポイント）

会員は、会員の都合により返品をされる場合には、レシートとともにエフカ・ポイントカード、提携カードおよびモバイルエフカを加盟店等に提示し、当該返品商品のお買上時に付与したポイント数を減算するものとします。

第6条（エフカ・ポイントカード再発行時のポイント）

会員が、カード会員規約に基づきエフカ・ポイントカードを再発行した場合は、ポイントは再発行されたエフカ・ポイントカードに引き継がれるものとします。なお、使用停止措置が完了する前に第三者に

ポイント残高を使用された場合など、当社所定の方法で確認できなかったポイントについては、当社および加盟店はその責任を負いかねます。(当該不利益または損害が当社および加盟店の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負いかねます。)

第7条 (ファミリーポイントについて)

- (1) 会員の希望により、当社へエフカファミリーポイント申込書(サービス名称の変更があった場合の申込書を含む。)を提出することで、一人の会員のエフカ・ポイントカード、提携カードおよびモバイルエフカ(以下、「親カード」という。)に家族のエフカ・ポイントカード、提携カードおよびモバイルエフカ(以下、「子カード」という。)のポイントを集約することができます。
- (2) 集約できる家族と子カードの数は、当社が別途定めます。
- (3) 親カードに集約したポイントは、子カードへ戻すことはできません。集約が設定された子カードからはポイント割引券の発券は行われません。
- (4) 親カードの会員が退会した時は、ポイントの集約は行われず、子カードの会員に付与されます。また、それまでに親カードに集約されていたポイントは子カードに戻すことはできません。

第8条 (ポイント等の有効期限)

- (1) 付与されたポイントの有効期限は、最終のお買い物でのご利用日またはポイント付与日のどちらかの遅い日から1年間とし、レシートに記載されます。
- (2) 発券されたポイント割引券の有効期限は、発券日から6ヵ月後の月末までとし、ポイント割引券に記載されます。
- (3) 有効期限を過ぎると、使用されなかったポイントおよびポイント割引券は失効します。
- (4) 会員がエフカ・ポイントカード、提携カードおよびモバイルエフカの退会または会員資格を喪失した時点で、それまでのポイント残高は失効します。

第9条 (本特約の変更)

- (1) 当社は次のいずれかに該当する場合には、本特約を本条第(2)項に定める方法により変更することができます。
 - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合する時
 - ②変更の内容が本特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである時
- (2) 前項に基づく変更に当たっては、当社は効力発生日を定めた上で、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社ホームページにおいて予め公表します。
- (3) 当社は、本条第(1)項および第(2)項に基づくほか、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法、その他の適切な方法により周知した上で、本特約の変更を行うことができます。この場合には、会員は、当該周知の後に本特約に係る取引を行った時は変更事項を承諾したものとします。
- (4) 前項に基づく本特約の変更に変更異議がある会員は、当社に対してエフカ・ポイントカード、提携カ

ードおよびモバイルエフカの退会の申し出を行うことができ、当社はこの申し出を承諾します。

第10条（カード会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、カード会員規約が適用されます。

第11条（お問い合わせ先）

本特約についてのお問い合わせ、ご相談は、下記窓口とします。

〔お問い合わせ・ご相談窓口〕

株式会社フジ・カードサービス

〒790-0065 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号

（TEL）0120-123-452

または、最寄りのフジ各店のサービスカウンターまで。

エフカマネー・サービス利用特約

第1条（総則）

- (1)本特約は、株式会社フジ・カードサービスおよび株式会社フジ（以下、2社をあわせて「当社」という。）が発行するエフカ・ポイントカード、提携カードおよびモバイルエフカの付帯サービスとして当社が提供し、かつ発行する電子マネーであるエフカマネーを、本特約に従って利用することができるサービス（以下、「エフカマネー・サービス」という。）について定めることを目的とします。
- (2)本特約は、当社にエフカ・ポイントカード会員規約（以下、「カード会員規約」という。）を承認のうえ入会申込をされ、当社が入会を認め、エフカマネー機能付き媒体を保有している方（以下、「会員」という。）に適用されます。なお、エフカマネー・サービスに付随または関連して当社、またはエフカマネー加盟店が提供するサービスについては、本特約とあわせて当社、またはエフカマネー加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。
- (3)会員はエフカマネー・サービスの利用については当社が作成する本特約が適用されることに同意します。

第2条（定義）

本特約における次の用語の定義は、以下の通りとします。

- (1) エフカマネーとは、当社が発行したエフカ・ポイントカード、提携カードおよびモバイルエフカに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2)エフカマネー・サービスとは、会員がエフカマネー加盟店に対し、物品・サービス・権利・ソフトウェア等（以下、「商品等」という。）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりチャージされたエフカマネーを利用することで、エフカマネー加盟店から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3)エフカマネー機能とは、エフカマネー・サービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4)エフカマネー機能付き媒体とは、会員がエフカマネーを管理および利用するための媒体で次の媒体に

エフカマネー機能が付帯され、または本特約末尾のエフカマネーマークを付した媒体をいいます。

○エフカ・ポイントカード

○提携カード

○モバイルエフカ

- (5)エフカマネー加盟店とは、当社とエフカマネー・サービス利用加盟店契約を締結し、エフカマネー・サービスの利用により会員に商品等の販売または提供するものをいいます。
- (6)チャージとは、当社所定の方法により、エフカマネー機能付き媒体にエフカマネーを加算することをいいます。
- (7)エフカマネー残高とは、会員が利用可能なエフカマネーの量をいいます。

第3条（不正使用等の禁止）

会員は、エフカマネー機能付き媒体の偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできません。

第4条（チャージ）

- (1)会員は、エフカマネーマークの掲示されたレジ等（一部のエフカマネー加盟店を除く）にて、1,000円単位でチャージすることができるものとします。ただし、1回のチャージ可能額は5万円未満とします。
- (2)会員は、エフカマネー機能付き媒体に対して、同一ポイントカード番号の媒体の合計でエフカマネー残高が10万円超となるチャージはできないものとします。
- (3)当社またはエフカマネー加盟店が実施するキャンペーン等による残高の加算は、本条第(2)項に定めるチャージ上限額を超える場合があります。

第5条（エフカマネー・サービスの利用）

- (1)会員は、エフカマネー加盟店でエフカマネー・サービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他エフカマネー加盟店が別途定める一部商品について、エフカマネー加盟店により制限する場合があります。
- (2)会員が、エフカマネー加盟店でエフカマネー・サービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、エフカマネー残高から商品等または提供合計額を差し引くことにより、金銭にて商品等購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3)会員は、エフカマネー加盟店において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社またはエフカマネー加盟店の定める方法により、現金その他の支払方法とエフカマネーを併用することができるものとします。エフカマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社またはエフカマネー加盟店が定める方法により、支払うものとします。
- (4)会員が、エフカマネー加盟店において商品等の購入または提供を受ける場合に利用できるエフカマネー機能付き媒体は1個に限るものとします。
- (5)会員は、エフカマネー・サービスを利用した場合は、交付するレシート等に印字されるエフカマネー残高に、誤りがないかを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でエフカマネー加

盟店に申し出るものとします。その場で、申し出がなされない場合には、会員は、当該エフカマネー残高について誤りが無いことを了承したものとします。

第6条（エフカマネー残高）

- (1)エフカマネー残高は、エフカマネー・サービス利用時のレシート、フジのアプリ、本特約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせで照会できるものとします。
- (2)最後にエフカマネー・サービスを利用した日、または最後にチャージした日から5年を経過した場合、エフカマネー残高はゼロとなり、現金の払戻しも行われ無いものとします。最後にエフカマネー・サービスを利用した日、および最後にチャージした日は、フジのアプリ、本特約末尾に記載のご相談窓口へのお問い合わせで照会できるものとします。
- (3)会員が、エフカ・ポイントカード、提携カードまたはモバイルエフカの退会または会員資格を喪失した時点で、エフカマネー残高はゼロとなり、現金の払戻しも行われ無いものとします。

第7条（エフカマネーの合算）

会員は、エフカマネーを他のエフカマネー機能付き媒体に移転することはできないものとします。

第8条（エフカマネー・サービスを利用できない場合）

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、エフカマネー・サービスを利用した商品等の購入若しくは提供を受けること、並びにエフカマネー残高の確認をすることができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ①当社がエフカマネー・サービスを提供するシステムの故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- ②エフカマネー機能付き媒体の破損、またはエフカマネー加盟店の機器の故障、停電、天災地変その他の事由による使用不能の場合
- ③保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合
- ④その他やむを得ない事由による場合

第9条（会員資格の喪失）

会員が次のいずれかに該当する場合、当社の判断により会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、当社は事前の通知催告を要せず、会員によるエフカマネー・サービスの利用を直ちに中止させ、エフカマネー残高をゼロにすることができます。

- ①エフカマネー機能付き媒体またはエフカマネーを偽造または変造若しくは改ざんした場合
- ②エフカマネー機能付き媒体またはエフカマネーを不正に使用・利用した場合
- ③その他、会員が本特約に違反した場合

第10条（換金等不可）

本特約第16条の場合を除き、エフカマネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第 11 条（エフカマネー機能付き媒体の破損・汚損・磁気不良時の再発行）

エフカマネー機能付き媒体の破損・汚損・磁気不良等により、エフカマネー機能付き媒体が再発行された場合、当社所定の方法で確認されたエフカマネー残高が再発行されたエフカマネー機能付き媒体に引き継がれるものとします。

第 12 条（エフカマネー機能付き媒体の紛失・盗難等の再発行）

(1)紛失・盗難によりエフカマネー機能付き媒体が再発行された場合、当社によるエフカマネー機能付き媒体の利用停止措置が完了した時点のエフカマネー残高が、再発行されたエフカマネー機能付き媒体に引き継がれるものとします。なお、再発行までにエフカマネー残高の有効期限が過ぎた場合は引き継がれません。

(2)会員が、エフカマネー機能付き媒体の紛失・盗難を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに、一定期間を要することを、会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、エフカマネー残高を第三者に利用された場合、または、その他何らかの損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いかねます。（当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負いかねます。）

(3)紛失・盗難によるエフカマネー機能付き媒体の再発行の手続および再発行手数料はカード会員規約に準ずるものとします。

第 13 条（エフカマネー加盟店との紛議）

(1)会員が、エフカマネー・サービスを利用して購入または提供を受けた商品等について、返品・欠陥（商品等が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないもの）等の取引上の問題が発生した場合については、会員とエフカマネー加盟店との間で解決するものとします。

(2)前項の場合においても、会員は、当社および当該エフカマネー加盟店に対し、エフカマネーの利用の取消等を求めることはできないものとします。

第 14 条（個人情報の収集・利用）

会員（本条においては、エフカマネー・サービスの申込みをしようとする方を含みます。）は、氏名・生年月日・住所・電話番号・Eメールアドレス等、会員が申込時に届出た事項およびエフカマネー・サービスの履歴等の情報（以下、「個人情報」という。）を、当社がカード会員規約に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意事項」に記載した利用・共同利用の目的のために、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

第 15 条（特約の変更）

(1) 当社は次のいずれかに該当する場合には、本特約を本条第(2)項に定める方法により変更することができます。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合する時

②変更の内容が本特約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものである時

(2)前項に基づく変更にあたっては、当社は効力発生日を定めた上で、本特約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社ホームページにおいて予め公表します。

(3)当社は、本条第(1)項および第(2)項に基づくほか、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法、その他の適切な方法により周知した上で、本特約の変更を行うことができます。

この場合には、会員は、当該周知の後に本特約に係る取引を行った時は変更事項を承諾したものとします。

(4)前項に基づく本特約の変更に異議がある会員は、当社に対してエフカ・ポイントカード、提携カードまたはモバイルエフカの退会の申し出を行うことができ、当社はこの申し出を承諾します。

第16条 (エフカマネー・サービスの終了)

(1)当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で周知することにより、エフカマネー・サービスを全面的に終了することができるものとします。

①社会情勢の変化

②法令の改廃

③その他当社のやむを得ない都合による場合

(2)前項の場合、会員は当社の定める方法により、エフカマネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の周知を行ってから2年を経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議無く承諾するものとします。

(3)エフカ・ポイントカードの番号が判明しない場合またはエフカマネー未使用残高が判明しない場合には、当社は返金の義務を負わないものとします。

第17条 (制限責任)

本特約第9条に定める理由およびその他の理由により、会員がエフカマネー・サービスを利用できないことで当該会員に生じた不利益または損害について、当社はその責任を負わないものとします。ただし、当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。なお、当社に故意または重過失がある場合でも、当社は逸失利益については損害賠償の責任を負わないものとします。

第18条 (通知の到達)

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、フジのアプリ・SMS・郵便・Eメール等の方法による場合には、当社はフジのアプリによる通知、ショートメッセージ、会員から届けられた住所、Eメールアドレスに宛てて通知をすれば足るものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到達するであろうときに到達したものとみなすものとします。

第19条 (業務委託)

当社は、本特約に基づくエフカマネー・サービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第20条 (合意管轄裁判所)

会員は、本特約について紛争が生じた場合は、会員と当社の間で解決するものとしします。万一訴訟を必要とする場合は、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地、購入地、および当社本店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとしします。

第 21 条（準拠法）

会員と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本国法を適用するものとしします。

第 22 条（カード会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、カード会員規約が適用されます。

第 23 条（ご相談窓口）

エフカマネー・サービスに関するご質問またはご相談は、当社のホームページをご参照いただくか、下記までご連絡ください。

株式会社フジ・カードサービス

〒790-0065 愛媛県松山市宮西一丁目 2 番 1 号

(TEL) 0120-123-452



2025年7月1日改定